

公益財団法人安達峰一郎記念国際法奨学金給付規程

(総則)

公益財団法人安達峰一郎記念財団 定款第4条第1項に定める事業の一つとして、国際法研究者への安達峰一郎記念国際法奨学金(以下、奨学金という)について定める。

(奨学生の資格)

第1条 当法人の奨学生となるものは、国際法を勉学する大学院生またはこれに準ずるものとする。

2 奨学生は、毎年2月ごろに研究成果について報告をすることが義務付けられると同時に、研究についての講評、指導を受けることができる。

(奨学金の種類および金額と期間)

第2条 奨学金の種類は給付型奨学金で、その金額は月額 80,000円とする。

2 前項の奨学金を給付する期間は、4月から翌年3月までの1年間とする。

(奨学生募集概要)

第3条 対象となる大学等に対し、毎月1月に次年度の奨学生の募集を行う。

2 奨学生の応募者は、大学等の推薦により、次に掲げる書類を応募締切日までに提出するものとする。

(1) 安達峰一郎記念国際法奨学生候補者推薦書

(2) 研究テーマに関する本人作成のレポート

(奨学生の採用)

第4条 奨学生の採用は、毎年4月に開催する選考委員会の書類選考にて決定する。

(奨学金の給付方法)

第5条 奨学金は、毎月末日に本人名義の金融機関口座へ振込にて給付する。

ただし、4月と5月の2ヶ月分は、5月末日の給付予定とする。

なお、月末が金融機関の休業日となる場合は、前営業日に振込む。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年10月31日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から第2条第1項を変更し、施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。